

# 平成 28 年度 神奈川県立横浜国際高等学校 不祥事ゼロプログラム

## 1 趣旨

不祥事の未然防止を図るため、神奈川県立横浜国際高等学校(以下、本校)における課題を抽出するとともに、課題ごとの目標設定及び目標達成のための行動計画を定めるこのプログラムは、本校コンプライアンスマニュアルに基づき本校の教職員全員が継続的に実施し、検証を行うものである。

## 2 実施責任者

不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。

また、教職員の不祥事防止に直接係る担当総括教諭をはじめとする各総括教諭は、校長及び副校長、教頭、事務長を補佐する。

## 3 会議及び研修会

不祥事ゼロプログラムの策定及び不祥事防止に係る企画・運営は、企画会議の構成者による不祥事防止会議で行う。職員に対する啓発並びに研究協議、体験研修などは教職員が参加する不祥事防止研修会で行う。

不祥事防止会議は年間 3 回開催する。不祥事防止研修会は、行動計画に基づいて実施する。

## 4 目標及びプログラム行動計画

### (1) 課題の抽出

- ① 交通事故防止及び交通違反防止
- ② 私費会計事故防止
- ③ 体罰、不適切指導防止
- ④ セクハラ、わいせつ行為防止
- ⑤ 個人情報保護
- ⑥ 情報セキュリティ対策

### (2) 課題に対する目標の設定及び行動計画

- ① 交通事故防止及び交通違反防止

#### ア 目標

交通法規を遵守し、安全運転を心がけて、事故の発生を未然に防止する。また酒酔い運転、酒気帯び運転は絶対に行わない。

イ 行動計画

教職員全員を対象にした不祥事防止研修会を実施する。研修では職員啓発資料の検討・討議を行う。

② 私費会計事故防止

ア 目標

私費会計に関する事故を未然に防止する。

イ 行動計画

- ・会計事務担当者に対して県の私費会計基準の扱いの周知徹底を図る。
- ・全教職員に対して学校徴収金についての理解を深める不祥事防止研修会を実施する。
- ・私費会計に関する中間監査の結果をもとに、教職員全員を対象にした不祥事防止研修会を実施する。研修では、資料の検討・討議を行う。

③ 体罰、不適切指導防止

ア 目標

体罰、不適切指導を未然に防止する。

イ 行動計画

- ・事例資料をもとに、教職員全員を対象にした不祥事防止研修会を実施する。研修では、資料の検討・討議を行う。

④ セクハラ、わいせつ行為防止

ア 目標

セクハラ、わいせつ行為を未然に防止する。

イ 行動計画

- ・県の啓発資料を配付する。
- ・教職員全員を対象にした講演会を講師を招いて実施し、不祥事防止研修会を実施する。

⑤ 個人情報保護

ア 目標

生徒の個人情報の流出を未然に防止する。

イ 行動計画

- ・部活動の連絡等で個人情報を収集する場合は、保護者の承諾をとり、できるだけ少人数の情報に絞る。
- ・貸与パソコンの調査を毎月末に行うとともに、ユーザー設定と活用法に関して周知徹底を行う。
- ・「すく〜るねっと」及び「教育委員会ネットワーク」を活用した個人情報の管理を徹底する。
- ・ガイダンスグループを中心に、調査書等の発行に関する個人情報の扱いについて職員に周知徹底する。

- ⑥ 情報セキュリティ対策
- ア 目標  
不適切な使用を防止する。
- イ 行動計画
- ・一日の業務終了時には必ずシャットダウンするように注意を喚起する。
  - ・重要情報にはパスワードをつける。
  - ・学習支援グループを中心に、成績処理に関する個人情報の扱いについて職員に周知徹底する。

### (3) 検証方法

- ① 不祥事防止会議における検証方法  
年間2回の検証を行い、達成度の検証を行うとともに達成度の低いプログラムに関しては対応策を講じる。
- ② 不祥事防止研修会における検証方法  
2回目の検証後、不祥事防止研修会において教職員による協議を行う。

## 5 プログラムの検証

### (1) 不祥事防止会議による検証

- ① 第1回検証  
4に規定する行動計画について、10月上旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、11月中旬に補完措置を講ずる。また各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。
- ② 第2回検証  
4に規定する行動計画について、翌年2月上旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、2月中旬に補完措置を講ずる。また各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

### (2) 不祥事防止研修会による検証

教職員が不祥事防止プログラムの実行に関わる中で、その達成度を含め各目標に対する自己評価を行い、次年度に向けた新たな課題の提案を行う。

## 6 本校独自の行動計画

不祥事防止標語を作成し、教職員が事故防止に関する意識を持って取り組む体制を作る。(9月・12月・1月)

## 7 実施結果

5の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめるうえ、行政課に送付する。